

広島県国民健康保険給付費等交付金条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県国民健康保険給付費等交付金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第六条第二項及び第三項の規定に基づき、県が行う国民健康保険給付費等交付金の交付に關し必要な事項を定める。

(国民健康保険給付費等交付金の種類)

第二条 国民健康保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

(普通交付金)

第三条 前条の普通交付金は、市町に対し、当該市町による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用その他当該市町の国民健康保険に關する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用を勘案して、知事が別に定めるところにより交付する。

(特別交付金)

第四条 第二条の特別交付金は、市町に対し、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより交付する。

- 一 国が県に交付する政令第四条第一項の特別調整交付金の額のうち、当該市町の災害その他特別の事情に応じて交付する額
- 二 法第七十二条第三項の規定により、国が県内の市町の取組を支援するため交付する額のうち、当該市町の取組に応じて交付する額
- 三 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が一般会計から国民健康保険に關する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、当該市町への交付に充てる額

四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（同項の特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。）の三分の一に相当する額及び同条第二項の規定により県が一般会計から国民健康保険に關する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、当該市町の特定健康診

査等費用額に応じて交付する額

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。